

日本労働年鑑 第27集 1955年版
The Labour Year Book of Japan 1955

第三部 労働政策

第一編 MSAの受入れと再軍備の進展

第一章 MSAの受入れ交渉

MSA受け入れ交渉は非公式には本年はじめから開始されていたが、六月二六日に至って、MSA問題について日本政府がアメリカ政府に送った質問書と駐日アメリカ大使の回答文とが発表された。この交換文書の発表について、三〇日、交渉開始を提議した日本政府の「口上書」が手交されたが、これはMSA受け入れ交渉が正式に進行しはじめたことを意味し、具体化の交渉がピッチをあげるであろうことが予想された。

(日本政府の質問書)

外務省は、在本邦アメリカ合衆国大使館に敬意を表するとともに相互安全保障法の適用によるアメリカ合衆国の諸外国への援助に関し、もし日本が欲するならば、アメリカ合衆国は、前記の援助を日本に供与する用意あるものと承知し、同省は本件のもたらす影響の重要性にかんがみ、諸般の角度からこの問題を検討してきた次第であるが、右に関連して、大使館が次の諸点についてアメリカ合衆国政府の公式の見解を明らかにされるよう要請する光栄を有する。

一、相互安全保障計画によるアメリカ合衆国の諸外国への援助の基本目的は、自由世界の安全を維持し、かつ、増進することにあると承知するが、日本に援助が与えられる場合、日本国政府としてはこの援助により国内の治安と防衛とを確保することを得るに至れば、右基本目的は十分達成されたものと了解するがいかん。

二、アメリカ合衆国政府が相互安全保障計画に基いてなさんとしている日本への援助が、日本の防衛努力の援助である限り、日本の防衛能力が考慮せられるに際しては、日本国政府としては、まず日本の経済が安定し、発展することこそ、その先決要件であると考えられるがいかん。

三、日本国政府の了解するところによれば、前記の援助を受けるためには、相互安全保障法第五百十一条(A)の該当親定の適用を受けなければならないと思われる。この点に関連して次のように了解するが、その通りであるか。

(A)前記の第五百十一条(A)の(3)に規定されている「軍事的義務」履行の要件は、日本の場合には、日米安全保障条約によって日本がすでに引き受けている義務の履行をもって足りるものである。

(B)同条約(A)の(4)に関し「自国の防衛力を増進し、かつ、維持すること」という要件は、日本については、国内の一般的経済条件の許容する限度内で、かつ、政治的及び経済

的安定を害することなく、これが実現されれば足りるものである。

昭和二八年六月二四日
(駐日アメリカ大使の回答)

合衆国大使館は、外務省に敬意を表するとともに、合衆国の相互安全保障計画に関する一九五三年六月二四日付外務省口上書において提起された問題に関し、合衆国政府の訓令に基き次のとおり申述べる光栄を有する。

一、相互安全保障計画に基く合衆国の援助は主として自由世界の安全を維持し、かつ増進することを目的とするものであり、かつ、この計画に基いて日本が受けることになる援助は、日本をしてその国内の治安を維持し、かつ、平和条約第五条(C)項において保証されている自発的な個別的または集団的自衛の固有の権利を一層有効に行使することを可能ならしめることにより、その計画の主要目的を達成しようとするものである。

二、日本に対する援助計画を策定するに当って、経済的安定が日本の自衛能力の発展のために考慮されるべき必要の要件である。相互安全保障計画は、各参加国が経済上の要請に関する自国の分担を完全に引き受けることを前提としているが、もちろん、被援助国はその一般的な経済条件及び能力の許容する限度においてのみ寄与をなすことができるものと了解される。なお日本が同計画に参加することを決定した場合には、相互安全保障計画の必要な物資を合衆国が日本において買付ける可能性は増進するものと期待される。

三、相互安全保障法の下において与えられることのある援助は相互安全保障法第五百十一条(A)の規定に合致することを条件とするものである。援助を受領するための条件の一つとしての軍事的義務の履行の要件は、日本の場合においては、同国が日米安全保障条約の上すでに引き受けている義務の履行をもって足りるものである。相互安全保障計画にも、または合衆国と日本との間に存左するいかなる条約上の義務にも自衛のため以外に、日本の治安維持の部隊を使用することを要求しているものはない。第五百十一条(A)項(4)は、もちろん日本が「自国の政治的及び経済的安定と両立」し、かつ、「自国の人力、資源、施設及び一般的経済条件が許容する」限度の寄与をなすことだけを要求するものである。

相互安全保障の観念は、自由世界の目的達成のために、合衆国から援助を受ける諸国が、自らを助けること及びそれぞれの間及び合衆国との間において最高度に協力することに、全力を尽す限りにおいてのみ達成されるものであるという認識に基いている。相互安全保障への積極的成果を最大の効果並びに最小の遅滞及び費用をもって実現せしめるように、援助を受ける諸国の努力を結合する目的のために、合衆国の資源を續いて使用しようとすることは、合衆国の確固たる希望である。

千九百五三年六月二六日
東京において アメリカ大使館

MSA交渉はアメリカとしてはその「援助」を、日本政府としてはその「再軍備」をいかに相手に高く売りつけるかという交渉であったが、当然のこととして日本側が不利であった。この間、日本再軍備についてのアメリカ側の計画がしばしば伝えられ、日本政府に対して大きな影響を与えたが、その

二、三のものをあげると次のとおりである。

まず、ダレス国務長官は七月九日上院歳出委員会における証言のなかで、日本の軍隊は一〇個師団を目標とすると次のように述べた。

日本は前進を示しており、いわゆる保安隊という形で一〇個師団をつくりあげようとしていると私は考えている。日本の新憲法は戦争を放棄しており、戦後経済に重荷をかけるので急速な再軍備には反対している。

この証言は日本で強い反響をきたしたが、一三日ダレス長官は「誤解」を解くため声明を発表、「日本の国内治安および自衛の必要をみたすためには、保安隊が終局的には三五万まで増強されることが必要である」こと、これは現在アメリカがもっている暫定的な構想であることを明かにした。なお声明発表後、国務省日本担当官は記者団の質問に答え、次の諸点を明かにした。

一、三五万という目標を何年間に達成する考えかということはいえないが、当然これは日本側の決定にかかっているもので、こちらでいつということとはできない性格のものである。どういふ段階をへて三五万の目標にまで到達するかというわけにはゆかない。

一、一〇個師団というのは米国の長期的な構想の最終目標だが、これは極めて暫定的な構想である。また三五万は地上兵力の保安隊についてだけのものである。日本には空軍に相当するものはまだないが、かりにできるとした場合のその人員と海上警備隊のそれとは、いずれもこの三五万のほかには考えられることになる。

一、英国、オーストラリアなど関係諸国にも、米国が日本の保安隊や海上警備隊に武器を提供しているという事実およびそれらを増強することが考えられていることは知らせてある。一〇個師団というのが極めて暫定的な米国の構想だということも知らせてある。これについてこれらの諸国からは何らの反対も聞いていない。

またダレス国務長官は九月三日の記者会見で、日本の再軍備などについて次のように語り、日本が「きびしい耐乏計画」をとり入れていないことをはげしく非難した。

日本政府がその保安隊に対してこれまでに採ってきたものよりも、もっと力強い措置をとることが米国政府の希望である。日本は日本自身の防衛については、より大きな負担を受け持つことができるし、また受け持つべきでもある。米国としてはこの点について余りにも多くの負担を米国がになっていると感じている。そして八五〇〇万の人口を持つ日本は日本自身の安全保障のためにさらに多くの貢献をなすべきものであると考えている。日本の直面する困難、やっかいな経済問題は判るが日本はそのような情勢にあるにもかかわらず厳しい耐乏計画をとり入れていない。日本は恐らく必要でないと思われる部門に金を使ったようで、このためより大きな負担が米国にかかるようになった。しかし日本人は日本人自身の安全保障のために当然負担しなければならない責任を自らとることを希望するようになるものと私は信じている。従って私は結局こうした問題はうまくゆくと思う。日本憲法の下では許されないような大軍を日本人が再び作ることが期待できるような提案はされていない。しかし破壊行為による侵略から国内の治安を維持するためには、妥当な兵力が必要であるということを考えれば、日本が現在持っているものよりもっと大きな安全保障のための兵力を持つ必要があると私は信じる。

MSAが軍事援助であり、日本再軍備の強化であるという国民の批判はきわめてつよく、そのため日本政府はMSAが経済援助を含むものであり、軍事援助自体も経済的にプラスだと説明したが、日本政府はこの「経済援助」をとりつけるため池田「特使」をアメリカに派遣しなければならなかった。

しかし、日本の再軍備(防衛力漸増)と経済援助につきワシントンでおこなわれた池田・ロバートソン会談について、一〇月一九日日本側から、同二二日アメリカ側から、それぞれ覚え書がわたされたが、そのあいだには兵力量(地上部隊の人員)経済援助などについて相違があることが注目された。アメリカ側の覚え書きは次のとおりである。

▽日本の兵力量 極東における戦略的態勢から見て、日本が究極において三二万五〇〇〇ないし三五万の地上兵力を持つことが必要であると考える。

▽経済的援助 現行の米国予算には対日経済援助は計上されていない。来年度、あるいはそれ以後についてこれを日本に約束することは、予算決定権が議会にある以上、米国政府としてはなしうる立場にない。ただし、議会がそのような立法を行うことは不可能ではない。

▽MSAによる軍事援助額及び援助の期間 軍事援助の額は、日本の防衛努力に应ずるものである。期間は議会が決定することで、政府として約束できない。

▽朝鮮特需など日本での海外買付 朝鮮特需など日本での海外買付が日本経済にとって有益であることは認めるが、その買付は商業採算に基いて行われる面もあり、また日本の生産能力にもよるので具体的な数字を示すことは難しい。

▽MSAによる小麦買付 MSAによる対日小麦の売却代金は、MSA法第五百五十条の規定どおり、日本の防衛生産を援助する目的に使用しうる。

▽ガリオア(占領救済資金)の処理 米国はいつでもガリオアの処理のため日本側と話し合いを行う用意がある。

▽東南アジアとの賠償問題 米国は、日本と東南アジアとの賠償問題の解決を援助するため、米国としてできることがあれば行う用意がある。

タルボットアメリカ空軍長官は一二月七日(真珠湾攻撃一二周年記念日)ニュー・オルリーズ商業会議所で演説をおこない、日本空軍の再建を計画していることを次のように明かにしたが、しかしアメリカの関心が日本人による地上部隊であることは何びとにも明かであった。

日本は敗戦によって空軍を奪われ、今日まで全然空軍を創設していない。この結果、米空軍は日本を守るために必要な空軍力を提供している。われわれは日本を自衛させるためやがて日本に自ら空軍を再建させることを計画している。

一二月七日の参議院本会議で愛知大蔵政務次官が曾根益議員の質問に答え、アメリカは日本の地上部隊につよい関心をもっていると次のように述べたのも、それをかくすことはできないからであった。

米側は非公式な形で共産陣営の兵力配備状況などに照らして詳細な説明を行った。国防省のナッシュ次官補は、日本の陸上部隊については三二万五〇〇〇が基本的な目標になると述べたが、これも年次計画などを伴った細かいものでなく、また海、空とのバランスの点から見ても検討の余地あるものであった。三二万五〇〇〇というのは、師団数を一〇とすることを前提とし、米国の一個師団の平均規模(ディビジョン・スライス)三万二五〇〇を基礎として出した数字である。ただしNATO諸国では一万二〇〇〇ないし一万八〇〇〇が平均で、これだけで行けば日本は一八万になる。ただ、ナッシュ国防次官補も、日本で憲法上、徴募上、また経済上その数を実現することの困難なことは認めた。海、空については船種、機種など具体的な希望はつかむことができなかった。陸、海、空を比べると、米国側の関心は陸上部隊にあるとの印象が強かった。

いま、MSA交渉について二、三の問題点をとりあげてみると、次の諸点が指摘される。

日本労働年鑑 第27集 1955年版

発行 1954年11月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2001年10月16日公開開始

